

奨学金の返還促進に関する有識者会議（第6回）議事録

1. 日時

平成20年4月10日（木曜日）15時00分 ～ 16時10分

2. 場所

ホテルグランドヒル市ヶ谷 芙蓉の間（2階）

3. 議題

（1）奨学金の返還促進方策について

4. 出席者

市古委員（座長）、黒葛委員、小林委員、齊藤委員、白井委員、宗野委員、濱中委員、藤村委員

（機構）

北原理事長、矢野理事、長谷川理事、大貫理事、佐藤監事、清水参与、梶原参与、栗原政策企画部長、増子政策企画部総合計画課長、山内総務部長、香川財務部長、富田奨学事業部長、二木奨学事業部副部長、吉田奨学事業部奨学事業計画課長、石矢情報部長、大滝情報部システム開発課長

5. 議事

○委員 支払督促申立だけではなく、なぜ訴訟を起こすという方法も加えるのか。

○機構 本人への法的措置だけでなく、連帯保証人への法的措置も同時に行うことができる。また機構が調査した上で、返還能力があるのに返還しないことが判明した者に対しては、ただちに法的措置を取ることで、これまでの支払督促申立と併せて複数の解決方法を確保することができると考えている。

○委員 個人情報情報機関の利用について、個人情報情報機関と話し合いをしたことはあるか。

○機構 個人情報情報機関の利用について、平成16年に、個人情報情報機関と利用の

条件などについて話をしたことがある。

○委員 延滞した場合に、個人信用情報機関に登録されることについて、事前に本人に了解を得ておく必要があるが、このことを考慮しているのか。

○機構 事前に本人に了解を取ることの必要性は認識しており、申込みの段階で、延滞した場合には個人信用情報機関への登録を行うということを示して了解を得れば、問題はないと考えている。

○委員 個人信用情報機関の利用について、実際行うとなるとシステム対応が大変である。情報登録されている人について内容を更新する義務が生じるので、予算策定の際、予想以上に費用がかかるということを考慮してもらわないといけない。

○機構 事故情報の更新については、毎月情報提供すると聞いている。機構のシステム改修には、相当経費がかさむものと理解している。

○委員 経費はかかるが回収効果も見込めるため、トータルではプラスとなる話だろう。

○委員 理事長名と学長名の連名で、督促状を発送するという案についてはどのように考えていくのか。

○機構 これまでの検討を踏まえると、出身学校ごとの督促状の作成や発送など手間がかかる割に、効果が少ないのではないかと考えている。また、住所把握の方策についても、平成20年3月貸与終了者から住民票の提出を義務付けたことにより、仮に転居してからも5年間は役所で追跡が可能と考えられ、学校の協力を得て行う方策としてではなく、機構において対応すべきことと考えている。

○委員 総回収率の設定は、基本的にナンセンスであると思っている。一方で、回収についての目標値は、平成18年12月の「見直し案」を踏まえると、機構において何らかの別途の計数的、数値的な目標やガイドを組み立てることは必要ではないか。「見直し案」の総回収率という言葉をもとに具体的に定義付けて、一般的な総回収率とは違う総

回収率で数値設定をするなど、何らかの計数、数字を置かないで耐えられるのか疑問に思う。

○機構 ご指摘の通りであるが、「見直し案」に対する委員からの御意見も踏まえた上で、どのように数値を設定するか、今後検討していきたい。

○機構 早期における督促の集中的実施については、人的保証の場合は、本人の他、連帯保証人や保証人に対しても、細やかな督促が可能であるのに対し、機関保証の場合は、本人しかいないので、督促回数を増やす等の方策をとらないと、人的保証に比べてどうしても弱い対応となってしまう。何かいい方策はないものか。

○委員 そもそも民間金融機関では、個人向けの小口無担保債権については人的保証では貸付を行っていない。クレジットカード会社の保証など、機関保証により貸付を行い、オートコールや郵便により督促している。ただ、いわゆる消費者金融では、人的保証で行っているところもあるようである。現在の機構のケースは、これはこれで仕方ないと思う。一般に民間金融機関は、機関保証に移行している。

○委員 補足になるが、最近は携帯電話しか持たない人も多いので、メールで連絡をすることの了解を取って、メールで督促を行うというケースもある。

○委員 機関保証選択者の場合、法的措置は、機構が行うのか、保証機関が行うのか。

○機構 機関保証選択者に対し、法的措置まで行うとは考えにくい。

○委員 通常、機関保証の場合は、保証機関で法的措置を行う。

○委員 採用時に返還誓約書を提出させること自体はよいと思うが、貸与期間中に月額変更により貸与額が増となる場合、返還誓約書を再提出しなければならないものかどうか、教えていただきたい。

○委員 貸与額が増となることにより、保証債務が増えることになるので、保証意思確認をした上で、変更届を出せばよい。

○機構 現行も、月額を変更する場合には連帯保証人に署名させている。

○委員 貸与額が増えた場合、金額を明確にした上で、保証意思を確認できれば、再度返還誓約書を提出する必要はない。ただ、保証意思確認のため、実印や印鑑証明は取った方がよい。

○機構 回収についての目標値は、回収強化に資する適切な数値でなければならないと考えるが、特に金融の専門家である委員の方からご意見を伺いたい。

○委員 債権の状況が複雑であるので、目標値の設定が困難であることは理解できるが、「返還しなくてもいいのではないか」というモラルハザードとなり得るような数値を出すと、機構はまともに回収を行っていないのではないかと、世間には伝わりかねない。それは実態と違う。「旧育英会時代から引き継いだ延滞債権の処理が終わっていないという事情がある」と説明すればわかることだと思うが、ネガティブなイメージに取られてしまう可能性が高いと思う。

機構の債権は、個人への無担保債権で、与信判断を行っていないという条件にしては、返還がなされている方だと思うが、それをどのように知ってもらうか、それが伝わらないと、悪い方向に誤解されることになる。

○委員 旧育英会と機構の債権に分けて、例えば、機構の債権ベースで説明するとか、貸与残高に対する延滞期間3ヶ月の債権の比率について、3年又は5年計画で何%に減らす等の方策を示し、全体の塊の中で減少させるしかないのではないか。モラルハザードにならないよう数字の出し方を考えるべきである。

○機構 回収についての目標値は、文部科学省とも相談しながら検討を進める。モラルハザードにならないような目標値の設定を考えていきたい。また、回収の現状に関する説明についても、誤解を受けることのないように注意したい。

○委員 旧育英会と機構の債権に分けることは難しいのか。大学でも、法人化の前と後とで分けるように言われている。

○機構 事務的に分析するという点では、債権の発生時期別に回収状況を把握しているので、そのように整理することも考えられると思う。

○機構 今年度で第1期中期計画期間が終了するが、次期中期計画を策定するに当たり、当委員会が出されたご意見等を生かしていきたい。

(以上)